

岩国市ホームページ掲載広告取扱業務仕様書

1 岩国市ホームページトップページのアクセス（令和7年4月～12月）

表示回数 786,149、アクティブユーザー数 370,229

2 広告の規格について

- (1) 天地 74 ピクセル、左右 184 ピクセル
- (2) 5 KB 以内
- (3) GIF 形式（アニメーション可）、JPEG 又は PNG
- (4) 色調は文字色と背景色のコントラストを十分にとり、文字を読みやすくするよう配慮すること。
- (5) 文字やイラスト等の解像度については、鮮明に見えるようにすること。

3 広告の掲載場所等について

- (1) 広告の掲載場所は、市ホームページトップページの下部とする。
- (2) 掲載数は 10 枠とする。ただし、広告代理店は掲載数を月単位で最大 20 枠まで増やすことができるものとし、その場合、増加枠相当分の金額を市が指定する納期限までに市に納入するものとする。
- (3) 同一の者が掲載できる広告は同一ページ内では 1 枠までとする。

4 広告掲載の範囲及び表示について

岩国市広告掲載要綱及び岩国市広告掲載基準によるものとする。

5 広告の表現について

以下に掲げるような、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがある広告は禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス
- (5) プルダウンメニュー
- (6) 広告の内容とリンク先の内容に関連性がないもの
- (7) 閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれのある表現や岩国市の事業と錯認するおそれのある表現
- (8) その他市長が不適当と判断するもの

6 広告の掲載期間について

広告の掲載期間は、月単位として、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を越える期間は指定することができない。

月	掲載開始日
4月	令和8年4月1日（水）
5月	令和8年5月1日（金）
6月	令和8年6月1日（月）
7月	令和8年7月1日（水）
8月	令和8年8月3日（月）
9月	令和8年9月1日（火）
10月	令和8年10月1日（木）
11月	令和8年11月2日（月）
12月	令和8年12月1日（火）
1月	令和9年1月4日（月）
2月	令和9年2月1日（月）
3月	令和9年3月1日（月）

※原則として掲載開始日の午後1時までに掲載し、同時に前月の広告を掲載終了とする。

7 広告代理店の業務について

広告代理店は、要綱及び各種法令等に基づき、広告掲載希望者を募集及び選定し、掲載しようとする原稿（画像データ）及びリンク先アドレスなどの資料（以下、「原稿等」という。）並びに完全原稿（画像データ）を市に提出するものとする。

8 広告原稿等の提出及び広告掲載の承認について

- (1) 掲載希望者は広告代理店に申し込み等を行うものとする。また、その後の修正等広告掲載に関する事項についても同様とする。
- (2) 広告代理店は、掲載開始日の7日前（閉庁日の場合は閉庁日直前の開庁日）までに原稿等を市に提出するものとする。
- (3) 市は、前項の規定により提出された原稿等を要綱及び各種法令等に基づき審査し、その広告掲載について承認又は不承認とするものとする。また、市はその審査により、提出された原稿等の修正を指示できるものとする。
- (4) 広告代理店は、原稿等の修正の指示を受けたものについて、掲載開始日の3日前（閉庁日の場合は閉庁日直前の開庁日）までに必要な修正を行ったうえで再提出し、市の再審査を受けるものとする。
- (5) 広告代理店は、広告の掲載を不承認とされた原稿等について、誠意をもって広告掲載希望者に通知するものとする。
- (6) 広告代理店は、承認を受けた広告の原稿等について、掲載開始日の前日（閉庁日の場合は閉庁日直前の開庁日）までに、完全原稿（画像データ）として、市に提出するものとする。

9 広告掲載料の納付について

- (1) 広告代理店は、契約金額のうち市が指定する金額を市が指定する納期限までに市に納入する。

期 別	納期限
第一期	令和 8 年 6 月 30 日
第二期	令和 8 年 9 月 30 日
第三期	令和 8 年 12 月 28 日
第四期	令和 9 年 3 月 31 日

- (2) 広告掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなくなつた場合は、広告掲載料の返還については、日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。
- (3) 広告代理店は、市が指定したホームページの広告スペースの全てに掲載する広告が埋まらなくても、(1)の広告掲載料等を納付しなければならない。